

# 官民競争入札等監理委員会 第322回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第322回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和 7 年 4 月 22 日（火）16:30～17:35

場 所：永田町合同庁舎 1 階・第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について
3. 「公共サービス改革基本方針（原案）」について
4. 実施要項に関する指針、標準例等の改正について
5. 閉 会

### <出席者>

#### （委 員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、井上委員、大見委員、岡本委員、奥委員、  
小尾委員、近藤委員、辻委員、中島委員、前田委員

#### （事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官、杉田企画官

○石田委員長 定刻となりました。第322回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、4月1日付で杉田企画官が着任していますので、御挨拶をお願いいたします。

○杉田企画官 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました杉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員長 よろしくをお願いいたします。

それでは、本日は議事次第のとおり、2から4について御議論いただきます。

議事次第2の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について御審議をいただきたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いします。

○大上参事官 事務局より御説明申し上げます。

お手元に資料1と、あと資料1の参考資料を御用意いただければと思います。

2月の第320回監理委員会において、新たに市場化テストの対象とする事業の選定状況につきまして、中間報告として御報告させていただきました。その際に、次の調達結果など事務局において整理をして、改めて委員会に御報告するとしておりまして、本日はその結果を御報告するものでございます。

なお、本日御報告する内容は、改革小委員会の委員の皆様にも御報告をして御了解をいただいております。

資料1の1番のところ、新たに市場化テストの対象として、表1にございますけれども、こちらの8事業を選定することとしたいと思います。

参考資料の表1を御覧いただきますと、2月の段階では11事業を選定の候補として中間報告をしたところですが、表の備考のところを書いてございます3つの事業がございます。右端の2事業のうち、「競争性改善」と書いてあるところ、こちらにつきましては、実施府省の取組によりまして、このたび競争性が改善されましたので、今回は選定を見送ることとさせていただきたいと思います。また、上から2つ目の事業、網かけしている事業につきましては、こちら、自主選定の前提となるシステム開発の予定に変更が生じたので、今回の選定は見送りとさせていただきまして、改善要請事業として、引き続き事務局のほうでフォローさせていただきたいと思っております。

資料1の表1の8事業につきましては、今年度の基本方針の別表に追加をするべく、引き続き実施機関と調整してまいりたいと思います。

また、資料1の表2のところですが、2番の改善を要請する事業ですが、2月は37事業と御報告しておりましたが、先ほど申したように1事業追加で改善要請いたしますので、38事業を改善要請事業としまして、引き続きフォローをさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石田委員長 それでは、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1をおめくりいただいて2ページ目だと思いますけれども、こちら、自主的選定事業一覧、誠にありがとうございました。恐らく小委員会のほうでも申し上げたかと記憶しておりますが、ナンバー7と8の国土交通省、1つが東京国際空港のIDカードの発行業務、それからもう1つが高知空港の警備業務、こちらに関しまして、再言いたしますけれども、くれぐれも、例えば悪意を持った方が入札なさった場合なども想定なさって、できるだけセキュリティに関して御留意を願えればと感じたところでございました。

以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。何か事務局からありますか。

○大上参事官 御指摘賜りましたので、実施要項の審議のときなど、慎重にやりたいと思います。ありがとうございました。

○辻委員 ありがとうございます。

○石田委員長 そのほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定の結果等については、本案のとおりといたします。

続きまして、議事次第3の「公共サービス改革基本方針（原案）」について御審議をいただきたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いします。

○大上参事官 事務局より御説明いたします。

お手元に資料2と参考資料をお配りしているものがございます。そちらを御用意いただければと思います。

この基本方針は、公サ法で、総務大臣は毎年度、公共サービス改革基本方針を見直して閣議決定することとされております。その際には、委員会の議を経ることとされているところでございます。

この基本方針は、例年6月下旬から7月に閣議決定をしております。公サ法に基づく委員会への付議は、各府省との協議後の6月中旬に行っているところでございます。本日は、それに先立ちまして、各府省との調整前の事務局における検討段階の案として、本文について御審議いただくものでございます。

なお、本日お配りしている、先ほど申し上げた参考資料、資料2関連のところでございますけれども、こちらの別表をこちらにはつけておりますが、こちらの中身は昨年6月に閣議決定されたもののままになっておりまして、今後、昨年6月に閣議決定された基本方針の後に行った事業評価の結果ですとか、先ほど御了解いただきました新規事業の選定、こちらを踏まえまして、各府省と今後協議をさせていただきまして、調整後のものを6月の委員会にお諮りさせていただきたいと考えているところでございます。こちらの基本方

針、本日御議論いただくのは本文になりますけれども、こちらの本文につきましては、記載事項が法定されておりまして、政府全体の方針ということもありまして、例年、よほどのことがなければ大きく変えてはいないところでございます。コロナ禍ですとか市場化テストの実施に当たって留意すべき社会の状況の変化などについて、政府のほかの閣議決定など、方針を踏まえて必要な修正を行ってきたところでございます。

お手元の参考資料のほうを御覧いただきますと、一部冒頭、例えば1 ページ目の冒頭とかにもありますけれども、見え消しで修正させていただいたところございます。こちらは今申し上げたように、政府の方針、文言などに基づいて修正させていただいている箇所でございます。また、今回この委員会に先立ちまして、委員の皆様にも事前に意見の照会をさせていただきました。ありがとうございました。その際、委員の方から、人材不足が進みまして、民間事業者の創意と工夫はますます重要になってくるため、民間事業者の創意工夫が発揮された事案が出てくることを期待するような方向性を打ち出せないかとの御意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。とても重要な御指摘と認識しておりまして、このような認識から、民間事業者の創意工夫を生かすこと、こちらについては、公サ法に国の責務としても記載されておりますし、現在の基本方針でも、例えば、3 ページ目には事業選定の考え方を書いてございますが、こちらには民間事業者の創意工夫の反映が期待される事業を選定することと書いていたりですとか、また、5 ページ目、こちらには実施要項の作成の留意事項、考え方を書いてございますが、こちらにも民間事業者からの提案を促すために網羅的に情報公開すること、こういったことが記載されているところでございます。

なお、この委員会、7月に委員改選をさせていただきまして、皆様に御参画いただいているところでございますが、これまでは実施要項案の審議が中心でした。来月から、5月からは事業評価の審議が始まってまいりますけれども、こちらの事業評価の審議におきましては、実施機関の報告の中で、民間事業者からの提案、工夫による具体的な取組の事例が例年御報告されているところでございます。特に、良好な結果を得て市場化テストを終了する事業につきましては、民間事業者からの提案による取組、工夫が多く見られていることから、事務局としましては、いただいた御意見はかなり重要な御意見と賜っておりますけれども、基本方針の本文修正につきましては、今回は要さないものと考えているところでございます。いただいた御指摘につきましては、重要な御指摘と認識しておりますので、今後、事業の選定ですとか実施要項案の調整の際には、民間事業者の創意工夫が生かされる取組となりますよう、事務局としても努めてまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。これについて御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 民間業者の創意工夫が非常に大事だと思っております、これから評価というところで結果が出てくると思いますが、今まで審議、1年間私も初めてなものですから、加わらせていただきましたが、競争の促進という観点が非常にいい委員会だなというふうに思っているのですが、民間業者の創意工夫を引き出していくという意味では、あんまり強く、そういう面が出てきていないなという気がしております。ですので、そういう意見をさせていただきましたので、これからも参加させていただきながら考えたいと思いますが、やはりこの視点は非常に大事だと思っておりますので、今回反映されないにしても、ぜひ重点を置いて見ていただければというふうに思います。

以上です。

○石田委員長 民間業者の創意工夫を引き出す取組というのが大事ということでしたよね。それは今後、私たちの小委、それから本委員会でも重要な御指摘ですので、意を図っていききたいと思います。

ほかにはよろしいですか。どうぞ、中島委員。

○中島委員 ありがとうございます。

今回の中身についてどう変えてくれとか、そういう趣旨ではないのですけれども、かなり最近感じている実感を基にして、今後の検討課題ということで、少し意見をさせていただきたいと思います。

この公共サービス改革の基本法ですとか基本方針の性格というのは十分理解をしてございますけれども、法の成立当時から社会情勢はかなり変わってきているという実感があります。最近ですと、人口減少社会が本格化をして、官民ともに人手不足であるし、何とか賃上げと経済成長を実現していこうという、そういう方針があるわけですし、また、地方創生2.0ということで、地方における経済成長と若者と女性に選ばれる魅力づくりというのをやっていこうと、そういうことで、政府、また地方も一丸となってやっているという状況があります。

ただ、実際に耳に入ってくる地方での現場の声を聞くと、経済の担い手は圧倒的に中小企業であって、全国ネットの企業に押されて経営が成り立たないという、そういう声もあったりします。そうした日本の社会をこれからどう進めていくのかというときに、今この中で考えていらっしゃるの、やはり競争というのが強く前面に出ているというのがありますけれども、いろいろな現場での状況というのは、それぞれの現場で、それを精通している事業者のほうに創意工夫という面では可能性があるという面もありますので、そうした創意工夫ということにやはり意識をしっかりと持っていて、今の日本社会が置かれている現状と、これからどう進めていこうかという政府の大きな方針の基に、公共サービス改革基本方針というものについても、見直すべきものは先々見直していく必要もあるのではないかと。そうした視点を持って今後御検討いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○石田委員長 御指摘ありがとうございました。今の御指摘も非常に重要で、創意工夫を引き出すためには、中小企業等にも考慮した入札の条件とか考えていかなければいけないという御指摘だったと思います。小委、それから本委員会でも、十分に検討していきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

それでは、公共サービス改革基本方針につきまして、これまでの議論を踏まえて事務局から発言がありましたらお願いいたします。

○後藤事務局長 委員の皆様方におかれましては、基本方針原案、それから事業の選定に関しまして御審議いただきまして、誠にありがとうございます。本日、皆様方から賜りました御議論を踏まえまして、6月頃の閣議決定を念頭に置きまして、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。6月の委員会でも御議論いただきたく存じますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上です。

○石田委員長 それでは、公共サービス改革基本方針につきまして、来る6月の官民競争入札等監理委員会において委員会として議了したいと思っております。事務局においては引き続き作業を進めてください。

それでは、次、議事次第4の実施要項に関する指針、標準例等の改正について、御審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いします。

○平井企画官 事務局でございます。

それでは、指針、標準例等の改正案につき御説明をさせていただきます。

指針、標準例等の改正につきましては、資料番号で申しますと、資料の3-1から資料の3-3及び、資料C-1、C-2、C-3でございます。改正の対象である指針等ですが、市場化テスト対象事業の実施要項の作成などに当たりまして、それぞれの実施機関が市場化テストの制度の趣旨に沿って適切に案の作成などが進められるよう、ガイダンスとして整理をしているものでございます。また、標準例につきましては、実施要項のひな形として、実施機関に参考にお示しをしているものでございます。毎年度調達に関わる制度等の動きがございますので、そうした内容を反映するために、例年この年度替わりのタイミングで改正を行っているものでございます。

改正の概要につきましては、資料3-1にまとめておりますので、本日はこの資料を中心に御説明をさせていただければと思います。

資料3-1の真ん中辺りに、今回改正を予定している事項について、簡単にまとめてございます。

大きく4点ございます。1つ目としてWTO関係、2つ目としてワーク・ライフ・バランスの推進関係、3つ目として業務の引継ぎ関係、4つ目としてその他でございます。

1つ目のWTO関係につきましては、政府調達手続に関する運用指針等について、関係省庁申合せでございますけれども、これが今年の1月に一部改正されたことを受けて改正をするもの等でございます。

2つ目のワーク・ライフ・バランスの推進関係につきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進などについて、総合評価落札方式で行う落札者の選定に当たっての加点措置に関するものでございます。令和7年3月31日付女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領の一部改正（通知）でございますけれども、これに基づきまして所要の改正を行うものでございます。

3番目として、引継ぎ関係につきましては、これまで委員会審議において度々論点となりました引継ぎに係る費用負担の記載の明確化を期した改正でございます。

4番目のその他につきましては、総合評価落札方式における評価項目につき、賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る通知、これの出典の明確化ほか、軽微な修正でございます。

この4点の改正事項の詳細については、資料3-2にまとめてございます。

資料3-2の5分の1ページのナンバー1からナンバー5がWTO関係に係る改正、5分の2ページ目から5分の3ページ目のナンバー6からナンバー8が、先ほどのワーク・ライフ・バランス、くるみに関する改正、5分の3ページから5分の4ページのナンバー9からナンバー12が引継ぎに関する改正、最後に5分の5ページのナンバー13からナンバー16がその他に関する改正でございます。

資料3-3は、今回の改正箇所の該当ページを抜粋いたしまして、見え消しをしたものでございます。

参考資料C-1は、先ほどのWTO関係の改正理由となった本年1月末に一部改正をされました政府調達手続に関する運用指針等についてを御参考につけてございます。

参考資料C-2は、これも先ほどのワーク・ライフ・バランスの推進関係の改正事由となりました女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領の一部改正について（通知）を参考につけてございます。

最後に、参考資料のC-3でございますけれども、今回の指針、標準令等の改正案に当たりまして、実施要項の標準例の記載に関し、石田委員からいただいた御意見でございます。こちらの御意見に対しまして、事務局から発言をさせていただきたいと思っております。

まず、サービスの質を把握するための取組について、利用満足度に係るアンケートの原則電子化ということでございますが、施設等の利用者の利用満足度に係るアンケート調査、ヘルプデスク利用者の満足度に係るアンケート調査の実施について、電子化を原則としてはという修正案をいただきました。利用者の満足度に係るアンケート調査は事業終了に当たっての評価に際しまして、提供されたサービスの質を客観的に把握するための材料の1つとして実施を求めているものでございます。アンケート調査の具体的な方法については、施設やサービスの性質や利用者によっては、書面や対面での聞き取りによるほうが利用者

と事業者双方にとってコストや負担をかけずに多くの回答が得られる場合も考えられますことから、電子化が望ましいとしつつも、他の方法も可能となる記載として、その点も含めて民間事業者の創意工夫を活用することが制度趣旨に沿った取組ではないかと考えています。よって、現行のままとさせていただきたいと考えております。もちろん御指摘も踏まえまして、実施要項案の作成の際には、電子アンケートの活用も含めて、利用者の満足度を把握するために、適切な方法の選択を、実施機関側に促してまいります。ヘルプデスクに係る利用者アンケートの実施頻度でございますが、ヘルプデスク業務のアンケート調査につきましても、実施を求めている目的は、先ほど申し上げました利用満足度に係るアンケート調査と同じであることや、御指摘をいただいたＯＡ関係の標準例は、国の行政機関や独法のＯＡ関係を対象にしており、ヘルプデスク業務も、行政機関部内の職員を対象にしたものであることから、年１回は行うことを求めつつ、事業者によってはそれ以上行うことも差し支えないものとしております。よって、こちらも現行のままとしたいと考えております。

次に、統計調査業務についてでございますけれども、統計調査業務の調査方法については、公的統計に係る政府の方針でありますところの公的統計の整備に関する基本的な計画において、デジタル技術の導入については、報告者の負担軽減やデータ処理業務の効率化など、その有用性は認めつつも、オンラインによる回答数が低い、具体的には、回答義務のある基幹統計であっても、オンライン回答率が２０％以下のものが３割以上であるということなど、オンライン化に関する重要な課題が残っていることが実情とされております。政府統計におきましては、回収率と統計精度の維持向上が重要であり、郵送や調査員による調査かオンラインの回答のいずれが適した方法かは、調査対象の状況等を踏まえ、個別の統計調査により異なると認識をしております。各府省では、先ほどの計画を踏まえ調査の在り方について検討がされているところでございます。

なお、現在、市場化テストの対象となっております統計調査は、いずれも郵送とオンライン回答を併用しているところ、オンラインの回答率はかなり低いといったところが現実でございます。

このような実情と、各事業に共通な事項を記載するという標準例の位置づけを踏まえまして、事務局といたしましては、御指摘の記載部分については現行の表現のままとしたいと考えております。

他方で、個別具体の統計調査により、オンラインの活用の可否につきましては、調査対象の状況等により異なることから、実施要項案の作成の協議の際には、デジタル技術の活用といった点も踏まえて対応してまいりたいと思います。

最後に、試験実施業務でございます。御指摘のとおり、大学入学共通テストが令和８年度から出願手続が電子化されるのをはじめ、書面申請に加え、電子申請が併用されている試験もあることは認識しております。他方で、デジタル庁がデジタル化を推進している国家資格試験の中にも不具合等が発覚し、慎重な検討を要することから導入時期を見直して

いるものもあり、ほかにも、受験者層やデジタル化に係るコスト面から導入を見送っている試験もあるなど、現在、試験に係るデジタル化は、試験ごとに実施機関において対応が検討されている、言わば過渡期であると認識しております。

今回いただいた御指摘を機に、試験業務を取り巻く動向や状況を把握し、現在の書面を前提とした記載からの修正を検討いたしたいと考えましたが、先ほど述べましたとおり、試験業務に係るデジタル化は過渡期であることを踏まえつつ、試験業務の標準例の改正に当たっては慎重に検討をしてみたいと考えております。現在、市場化テストを実施中の試験業務は1件でございまして、今年度の自主選定事業には試験業務は含まれておらず、当面この標準例が直接適用される事業はない状況でございます。つきましては、御指摘いただいたデジタル化に係る改正は、今回は見送らせていただき、次の改正時までには事務局において修正に向け検討をさせていただきたく存じます。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。では、いろいろと御意見が出るかと思えますので、資料C-3は置いておいて、ほかについて御意見、御質問のある委員の方いらっしゃいましたらお願いします。よろしいですか。

では、C-3について、私からの発案でございます。これはなぜ発案したかといいますと、標準例の改定は年に一度です。今までの小委等でいろいろとその実施要項の検討を行ってきましたが、例えば「アンケートを都度にすべき」と指摘しても「標準例がこうですから」と実施機関が回答することが多いです。大阪万博もQRコードでやっていますし、電子化が進んでいるということ。それから、今日も公共サービスの改革基本方針のところで、「国民の視点に立って公共サービスの全般について不断の見直しを行い、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである」と。実施方法に関しても、「不断の見直しを行う必要がある」ということが書かれています。実施要項の作成についても、「実施要項は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、言わば対象公共サービスの在り方を示すものである」ということですので、御説明にあったように、過渡期ではあるけれども、全省庁に対し範としてすべき公共サービスの標準例について、逆にここで何も指摘しないのは、私たちの立ち位置からするとまずいのではないかと考えた次第です。「原則とする」というのが厳しいようであれば、「原則とすることが望ましい」に変更する、入試については、私立大学はもう数年前から全部電子化出願です。今年度から大学入学共通テストも電子化になります。大学共通テストは、受験者数が昨年は46万人です。今年度は入試業務というのは私たちの俎上には上がってきませんが、ぜひ検討していただきたいということです。「大学入試センターも電子化を実施していることから、入試業務については、電子化について抜本的に検討することが望ましい」というような表記をすることは、私はあつてしかるべきではないかなと考えます。

さらに、アンケートの都度というのも、民間では都度でやっているのが普通です。1年経ってからというのでは、記憶も曖昧になります。さらにこのサービスの質を担保するように、サービスの質について実施要項に書くというのは、民間業者がこういうサービスの質を求められるから、そのサービスの質を向上するためにしなければならないということです。1年に1回のアンケートではPDCAを回せません。1年に1回のアンケートで、「満足度を満たさなかった」というよりは、都度にしたほうが費用もかからないと思いますし、よりサービスの質を向上させるためには必要ではないかと思いましたので、発案をさせていただきました。

これについて、忌憚のない御意見等いただければ幸いです。よろしくお願いします。

まず先に岡本委員、お願いします。

○岡本委員 確認をさせていただきたいのですが、今の石田委員のC-3の質問に対する事務局の回答として、今は取り扱わないという、それはどういう趣旨ですか。今回は特に対象になるような事業がないので、よく1年間検討してみたいというふうに、私は受け止めましたけど、そういうことですか。

○平井企画官 試験業務につきましては、現行の実施要項の標準例が紙による提出ということで書いてありますので、先ほど申し上げましたように、現在のところは標準例を直ちに使うところがございませんので、岡本委員のおっしゃるとおりに、1年間、いろいろな今後の試験に関する電子化等の状況等を踏まえて見直しを図っていききたい、そういう意味では岡本先生の御理解のとおりかと思います。

○岡本委員 試験はそうだということですね。それ以外はどういう取扱いをされようかとされているのですか。

○平井企画官 今のところでは、アンケートの都度については、現行のままとさせていただければと思っております。

○岡本委員 私、石田委員と事前に話したわけではないので、石田委員の意向と違うかもしれないかもしれませんが、今先ほど石田委員が言われた御説明は、私は納得する点が非常に多くて、取り扱っていただいてもいいかと思いますけども、いや、そうじゃないという理由があったらお聞きしたいというふうに聞いておるのです。

○平井企画官 そこは説明をいたしたとおりでございます。

○岡本委員 それが、ちょっと納得が、私には腹にすんと落ちていないということなんですけど、別に議論があるようですので。

○石田委員長 分かりました。では、辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

それから、石田委員長におかれても、素晴らしいペーパーを出していただいてありがとうございます。私も、石田先生のお話を伺ってうなずいて聞いておりました。特に自分の経験でも、最近ですと大手の通信販売業者とかで商品が届かなかったことが実際ありまして、チャットで対応してもらって、チャットが終わった後、アンケートを頂いたことがあ

ります。それから、携帯電話のキャリアでも、実際にショップに物理的に出かけていって問題が解決したあと、ショップを出た後に私の携帯番号にメールが来て、そこから電子的なアンケートを頂いたこともございます。ですので、民間ではこういう都度のアンケートが一般的なのかなという部分、私も十分にうなずくところでございます。

ただ、私もあるべき姿・理想を、指針と、それから標準例に書くことにすごく賛成なんですけれども、あまりに時代を先行して書いてしまうと、今度は理想についていけない事業者もまだいらっしゃる場合には、競争性が阻害されるのではないかなという危惧もございまして、実は私自身、小委員会の審議において都度のアンケート、関心を持っていて、ちょっと考えたことがあったので、簡単に御説明、御紹介したいと思います。

恐らく、標準例というのは、公共サービス改革の基本方針でも多分書かれていると思いますが、標準例を参考に実施要項をつくるべきということが書かれていると思います。ですので、標準例を見た公務員は、恐らく標準例に書かれている内容をできるだけ忠実に、誠実に実施しようとする、つまり原則であるという前提で動くのではないかなと考えております。

ちょっとここで私が懸念するのが、実際に今回の利用の都度のアンケートを実施するときに、多分、具体的に利用の都度の電子アンケートを実施するためには、現時点では技術的に、例えばさっき申し上げたチャットとか、それから電話番号を電子アンケートに使えるような約款があるとか、そういうものが前提としてあるのではないかなと思いました。もちろんパソコンのヘルプサービスを、通常は大体、私の会社もそうですけど、電話でサービスを提供しております。電話でほぼ完結してもらって、チャットではなく電話で完結してしまいますので、電話切った後、今のサービスの満足度をどうやって、例えばグーグルフォームで送るのかとか、そういう部分について、技術的な問題が残るのではないかなと思っております。そうすると、都度のアンケートを原則としてしまった場合、各府省の公務員は、取りあえずはチャットによるヘルプを開始しなければならないと思って、そういうチャットによるヘルプを設計してしまうのではないかなと危惧いたします。この設計では、現時点では競争性を確保するために十分な数の事業者が受託可能であるかどうかはちょっと分かりません。さらに、実施調査も、もちろんコストをかければできると思いますけれども、果たしてコストをかけることが妥当であるかという議論もあるかもしれません。つまり、標準例に都度というふうにして規定してしまうことは、応札の候補者の業務量の増大にもなり得ると考えました。

ですので、各個別事案におきます最適な事業内容の設計を制限するとかという、そういうコストとかデメリットが現状ではメリットを上回るかもしれないと考えた次第でございます。

まとめると、各実施府省は各個別の事案ごとにいろんな様々な事情の下、委託業務をコストの関係も見ながら最適なもので切り取って設計しようとしていると思います。そのときに、先ほど申し上げた、公務員を事実上原則として十分に拘束してしまうであろう標準

例として、一律のレギュレーションを今かけることは、もちろん冒頭に私が申し上げたとおり、将来的には目指すべき理想だと私も思っています。でも、現時点でまだコストとかリスクがちょっと多いのではないのかなと感じました。ですので、現状では、都度という部分は、もうちょっと丸めるとか、年に何回とか、最低でも3回以上とかで丸めるとかって方法があるかもしれません。ただ、私も理想を求める気持ちは変わりませんので、もちろんこの公サ法の運用を理想的な状態に近づけるべく、各個別事案の審議においては、都度のアンケートが、ひょっとしてこれは適切なケースなのでないのかということについて、委員会とか、それから事務局においても十分に注意するという方法が考えられるかもしれません。

それから、今後この姿勢で各個別事案が蓄積されていきますと、多分この蓄積によって、世間でより電子化が進むことも期待されるかもしれません。将来、また近い将来において電子化が進んで、利用の都度のアンケートを標準例に書き込むメリットが、先ほどのコストとかデメリットを上回ったときに、この利用の都度という理想をこの標準例に書き込むことが、現時点ではいいのかもしれないと感じました。

これはあくまでジャストアイデアでございますので、ほかの委員の先生方の御意見も賜ってみたいと感じたところでございます。ありがとうございました。

○石田委員長 辻委員、ありがとうございました。石川委員、お願いします。

○石川委員 ありがとうございます。

私も、電子化というか、グーグルフォームを使うことはよいと思います。今、辻委員が言われていたリスクに関連して申し上げますと、個人情報の漏洩があると思われます。電子化すると個人情報がそのまま登録されることになるので、個人情報の保護に配慮してということを行っていくことにするのが良いと考えられます。その上で事業者には裁量を与えるようにしたほうが良いと思われました。リスクについては先ほど辻委員が言われたので、恐らく一番のリスクは個人情報の漏洩に対する保護と思われます。紙であれば、シュレッダーをかけるなどの対応で、外に漏れていくということはないと思われませんが、誰かがアクセスしたときには情報が漏れいする可能性が高まりますので、それぞれの主体が責任を持って行うためには、紙媒体によるのか電子媒体によるものかについては裁量を与えたほうが良いと思いました。

私立大学の例を挙げておられるのですが、私立大学でもかなり慎重に、徹底しています。責任を持って電子化の出願手続を行っているはずで、そこまで各主体が責任を負えるかどうか、気になりました。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございました。ほかに委員。

○小尾委員 総論として、将来電子化を目指すということ自体には私も賛成ですが、分野を含めて、実際そのアンケートを誰が答えるのかということ踏まえた検討をもう少し慎重に行ってはいかがかと思います。施設の管理については、アンケートを答えるのは施設

を利用した方々で、実施機関ではない人たちが回答するということになりますので、そこを電子化するというのは考えられるかと思うのですが、一方で、今までの小委の検討でも分かるように、施設の管理を行う事業者は小規模なところが多く、そのような組織が電子アンケートを求められたときに対応ができるのかということも含めて、もう少し調査をした上で、実施要項案や、標準例に反映させるのが良いのではと思います。

現時点で書くと、これから手を挙げたいと思っている人たちが、先ほど辻委員からも話ありましたが、その内容に縛られる可能性がありますし、もう少し調査をした上で、来年度以降、どう書くかを考えたほうが良いと思います。また、資料のところについては、最終的に大学入試センターをターゲットにするのであれば、大学入試センターが対応できるのかということも踏まえて書かないと、私たちが大学入試センターの業務をこうしなさいというのは、踏み込み過ぎると思いますので、慎重に考えられたほうが良いと思います。

また、先ほどより都度の話が出てきているのですが、ここはOA関係なので、ここに対するアンケートの対象者というのは、事業主体の、いわゆる官庁で働いている方々が主なアンケートの対象者になると思います。この人たちに関して、都度アンケートを求めたほうが良いのかについては、少し疑問があり、年1回は少ないかもしれないが、ヘルプデスクを使うたびに回答するのは、求め過ぎではと感じていますので、書きぶりについて、年1回ということではなくて、もう少し増やしたほうが良いといった書き方が良いかと思います。

電子アンケートの原則ということについても、きちんと調査をした上で進めるべきと思います。省庁等においてはグーグルフォームとかが使えない、利用できないところが結構あり、既存のアンケートフォームや既存のアンケートシステムを使えない省庁があるというふうに伺っているので、実現可能性があるのかを考えた上で、来年度以降に反映するというのが適切ではと思っています。

ですので、今年度については、電子化の方向を目指すとの記載をするにしても、あまり具体的な書き方はせず、今年の検討を踏まえて来年以降改めて考えるほうが適切と思います。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。少し発案者として発言をお許しいただきたい。中小企業者だと、電子アンケートには逆に対応はできなくて、コスト増になるという御発言、御意見が幾つかあったのですが、逆にもう十分対応できるところは、「紙のアンケートなんてやってられないよ」と。紙でアンケートを取って、それを一々またエクセル等で入力するほうがよっぽど効率が悪いと。今グーグルフォームは、先ほど省庁でできないところもあるというお話がありましたが、できないほうがおかしいというのが民間としては思うところで、これは民間の業者ですので、絶対やらなければいけないというトーンは少し除くにしても、することができるとか、望ましいとか、今は「アンケートは年に1回する」というのを「都度ですることでもできる」等に変更する。先ほど電話でヘルプデスクだった

ときに対応できないではないかというお話があったのですが、私、民間で、電話でヘルプデスクを使った後に、「この後に満足度調査のアンケートを電話でしますので、御協力をお願いします」とあって。「あなたは今の対応をどう評価しますか。1から5で、よければ5、悪かったら1、ボタンを押してください」とアンケートを求められました。民間は質を向上させるために都度アンケートをやっています。むしろ紙のアンケートのほうが効率が悪くてコスト増になり、「そんな業務はやりたくない」と入ってこないところもあるのではないかというのも危惧するところです。

発案者として発言させていただきました。

ほかの委員の先生方、いかがですか。

それから、もう一つ、大学入試センターは、こちらの官民競争入札等監理委員会が言ったのではなくて、時代の流れで、電子化をすることを表明しているので、私たちとは関係ありません。ただ、国で最も量の多い入試業務をやっているところが電子化するのだから、ほかの資格試験も「共通テストの入試業務電子化を参考にして、今後は抜本的に見直しを検討するのが望ましい」みたいなことを書く。逆に私たちの委員会が、事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、デジタル技術が進展している中で、何も言わないというのは、この監理委員会の立ち位置としてはまずいのではないかという認識があってということです。

ほかの委員の方、どうぞ。では、お願いします。

○大見委員 委員の大見です。

今までの皆さんの議論を踏まえて、自分の意見ですけども、電子化のところは確かに進めていくほうが、利用者の利便性も上がる部分もあるでしょうし、事業の効率化というものにもつながると思うので、基本的には、そちらを進めるほうが望ましいのかなとは思っています。

ただ、皆さんおっしゃっていたみたいに、場合によっては競争性を害するというリスクもあるとか、あるいは情報の管理とかいう問題もあると思うので、そういうことを踏まえると、原則というところまでは、まだ書くのはちょっと時期尚早かなみたいな印象を持っています。あともう一つのヘルプデスクのところについては、ちょっと具体的にどういうアンケートを取るのかとか、どういう方を対象にしてアンケートを取るかというのは、私のほうであんまりイメージが沸いていないところがあるのですが、少なくとも1年間に1回というふうに縛りを標準例で書く必要があるのかなというのは疑問に思いました。アンケートの対象者であったり、アンケートの内容とかに応じて、適切な頻度でみたいな、少し幅のある記載でもいいのかなと。1年間たった後にヘルプデスクの対応どうでしたかと聞かれたとしても、正直、私としては多分忘れているので、正確な回答にもならないでしょうし、そのアンケートを意味あるものにするという意味では、基本的にはヘルプデスクを利用したときにアンケートに答えていただくというのが望ましいかなとは思っています。利用する都度というところを標準例に書くかというのは、書くとしても望ましいみた

いな、幅のあるような表現の仕方がよいのではないかと思います。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。ほかの委員は、いかがでしょうか。どうでしょうか。事務局、これはまだ、ここで今出てきた意見をもんで、次の6月に、そこでかけることは可能なのですか。

○大上参事官 できれば、早めというふうに考えておりますというのがあるのですが、今の御意見、いろいろ出ているなというのがあるって、ここでちょっと整理した上で、このやり取りをして集約するのであれば集約できる部分というのはあるのかなと思います。このC-3に限っての話ですけど。

要は利用者満足度を図るという意味でのアンケートという御議論をいただいていて、それが利用者アンケート、施設とかの利用者アンケートと、あと、OA関係の今回ヘルプデスクなので、省庁のものか、ヘルプデスク使って、どうでしたかという、もしそうなればというアンケート、これに関して今いろんな御意見が出ました。委員長から伺った、提出いただいた御意見と、あと辻委員ですとかほかの委員の方からも、1回と書き切るのは。けども、その利用頻度ですとか利用対象者とか、利用方法に応じてという含みもあるよねという御意見をいただいたので、事務局のほうで検討させていただいて、皆様に修正案をお示しして、それでもしまとまるようであれば、6月待たずにこちらはということもあるのかなと思います。それは1案でございます。6月だと、また2か月たってしまいますので、その間はまた時間が空くので、熱いうちにという意味で。それが、利用者満足度とヘルプデスクなのかなと思います。

試験に関しては、事務局の平井企画官からの説明でも、取りあえず今回1年間猶予頂きたいというところで御容赦いただけるのであれば、それはそういう、今回せっかくいただいた御意見で目だしをしたと。こちら問題意識を持って検討するけれども、にわかに改正するのが難しいというのは、事務局の現実でもあるのと、あとさきほど説明ありましたが、やはり断念しているところもあります。導入コスト、デジタル化を推進するのにやはりシステム構築ですとか、受験者に対するコストというところで断念している試験もあるというのは、事務局でも実際に把握をしていて、過渡期でもあり、それを、この1か月でいろいろ検討する時間もなかったもので、これはしないというのではなくて少々猶予ください、検討させてくださいということです。皆様御容赦をいただけるのであれば、貴重な御意見を今日は多分にいただいたということで収めさせていただきたい、というのが1つあります。

もう1つ、統計の関係はいいのですか。これはかなり質が違う話かなと思っており、今までも、皆様、統計の話は御意見が出てこなかったと思うので、先ほどの平井企画官からの説明を聞いていただいて、どうなのかというところ、もし、今説明を聞いていただいて、ちょっと今はしょうがないねというのであれば、委員長からは貴重な御意見を今回いただいたということで、こちらで受け止めさせていただいて、統計に関しては公的統計の

話ですので、政府の方針に基づいて今各府省で行っているという、先ほど説明させていただいたとおりなので、御意見は御意見として承らせていただきつつ、個別の事業ごとに見させていただくということで、今回賜るということであれば、今回はこれで問題意識として承ったと整理いたします。

そのように整理させていただくと、アンケート調査の部分は、事務局で、様々な御意見いただきましたので、引き取らせていただいて、修正案を考えた上で皆様にお示しをして、またやり取りをさせていただく。もしまとまれば、委員会の総意として今回改正させていただくということも6月を待たずにできるのかなと思っており、色々と説明しましたが、いかででしょうか。

○石田委員長 よく分かりました。統計については、先ほどの平井企画官の御説明では、電子化の回収率が低いという話がありましたよね。逆に回収率が低いのが問題なので、回収率を高めるような方策を考えるためには、もっと推し進めるべきかなと思うのですが、公の統計なので、ここでは議論できないのか、あるいは望ましいぐらいは言えるのか、その辺はどうなのですか。

○大上参事官 今、基幹統計は市場化テストの対象になっていないのですけれども、一般統計であっても、統計局のほうにきちんと申出て、精度を担保するためにこの調査方法でいいのかというのを行っています。

なので、統計精度、連続性、公的統計の性格を踏まえて、そこは慎重にならざるを得ないので、それは私どもで言う話ではないのかなと思っております。私どもは統計局なり制度官庁できちっと検討された統計をどのように民間事業者と連携してやっていくのかというところを議論する場ですので、そこは踏み込むのは難しいのかなと考えております。

○石田委員長 承知しました。

○前田委員 よろしいですか。

○石田委員長 お願いします。

○前田委員 統計については、私、もともと日銀にいて統計作成部署にもおまして、あと総務省の統計委員会の委員も務めておりましたので、統計作成部署にとってみると、回収率をいかに上げるかというのが非常に重要で、そういう意味でいうと、オンラインも使いながらということなのですから、日銀も短観なんかオンラインと郵送の両方やっているのですけれども、結局ここを一番分かっているのは統計作成の現場だと思いますので、我々の立場からあんまり言えることはないのかなと。原則としてオンラインというのは理想論ですけども、彼ら、どうやって回収率を高めるかということが、そのために何が必要かというのは日々考えていることだと思うので、ここについてはあまり意識しないほうがいいかなとも思いました。

以上であります。

○石田委員長 ありがとうございます。ほかには。今のアンケートについては、ちょっと修正案を事務局で考えていただくということで、入試業務については、1年間、大変な

作業だと思いますけど、お考えいただくということ。統計については、これは私たちではこの場で扱えるものではないというような御意見が多数だったと思います。ほかに御意見、よろしいですか。

では、今のような形で進めていきたいと思います。岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 今のC-3の議論が終わったら意見を申し上げたかったので、よろしいですか。

今の点につきましては、石田委員長の方針に賛成です。

私、昨年の7月から委員にならせていただいてから、本委員会及び小委員会で実施要項が審議されるときには、その案について全部目を通してまいりました。その上で今回の事前の委員に対する意見照会におきまして今回の議題そのものではないということを承知した上で申し上げたいことがあると申し上げました。それは何かと言いますと、各小委あるいは本委員にかかっている実施要項の内容を見たときに、ちょっと言葉を選びますが、正直、委員会にかけるにふさわしいようなレベルの原案になっていないと思うことが多々あったということです。例えば、引用の間違い、文章が途切れていたり、あるいは意味が通らない文章になっている。そういうことをもう少し、事業者に出す前の非常に重要な紙というか資料になりますので、もっと慎重に丁寧に検討していただかないといけないかなと正直思っていますので、そういう意見を申し上げたんですけど、これについては、どのように扱っていただけますでしょうか。

○大上参事官 慎重に見ますとしか言いようがないというか、事務局なりにも見ているのですけども、それは事務局の能力不足ということかなと思うのですが。

○岡本委員 そういうことを申し上げたいのではありません。各実施機関が、本委員会あるいは小委員会にかける資料として、事務局に提出する原案が、原案としてふさわしいレベルに至っていないのではないかとすることを申し上げたいのです。先ほどから仰っているように、実施要項というのは非常に重要な資料と位置づけられるというのであれば、なおさら、もっと丁寧に、各機関あるいは各省側において事前にチェックしていただかなきゃいけないのではないのでしょうか。日頃から事務局と各省のカウンターパートと議論されるときに、そういう趣旨のことを言うただけでも大分違うような気が私はするのですけれども、そのような取扱いはずまず求めたいなと思います。

それから、本委員会あるいは小委員会に少なくとも出してくる紙は、紙として、原案として、各事業者、本省側がこの内容で十分であると思える内容にしていかなきゃいけないと思います。今後は、そのような観点からのチェックが必要でないようにしていただきたいという、これはちょっと苦言になるかもしれませんが、そういうふうに思っています。

○大上参事官 御意見として賜りますし、実施機関と調整するときは留意してまいります。

○岡本委員 よろしくをお願いします。

○石田委員長 大変分厚いものが出てきていますので、私たちも、より深く見ていくということで、あとは実施機関のほうにも、出す前にもう一度ちゃんと見てねということですよ。

よね。よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、実施要項に関する指針、標準例の改正案については、事務局でアンケートの部分についてのみ、もう一度戻してお考えいただくということでお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了しました。たくさんの御意見、御発言ありがとうございました。感謝申し上げます。

これで、本日の監理委員会を閉会します。ありがとうございました。

—— 了 ——